

中国における生涯学習支援システムとしての 高等教育独学試験制度

南部 広孝
(広島大学)

1. はじめに

中国では1990年代に入って以降、「生涯教育」に相当する語（「終生教育」、
「終身教育」）が政策的文書のなかにしばしば登場するようになった。初めて
用いられたのは1992年に国家教育委員会（当時）が公布した「成人高等教
育をさらに改革し発展させることに関する意見」であるとされるが¹⁾、その
後公布された「中国教育改革・発展要綱」（1993年）、「中華人民共和国教育
法」（1995年）、「21世紀に向けての教育振興行動計画」（1998年）等におい
ても繰り返し言及されている。こうした文書を通じて、「生涯教育体系」の
構築が叫ばれるとともに、成人教育が「生涯教育体系」構築の中心的な制度
として位置づけられてきた。その成人教育に焦点をあててみると、とりわけ
成人高等教育の展開が著しく、政策的に重視されたこともあって、成人教育
全体における比重を増している²⁾。

これまでわが国で中国の成人高等教育を取り上げる場合には、各種の成人
高等教育機関が扱われることが多かった。しかし、高等教育レベルの教育を
受ける機会という点では、1981年に導入された高等教育独学試験制度は、後
述するように、成人高等教育機関よりもさらに開放的で柔軟にそうした学習
の機会を提供している。また、生涯学習においては、学習者の自発的な意思
と学習者自身による自らに適した学習の手段・方法の選択の2点が非常に重
要であるが³⁾、高等教育独学試験制度は、その名称からも明らかなように学

習者の自発的な意思なくしてはおこなうことが非常に困難な個人の独学を基礎としており、また後に詳しく論じるように、学習を進める手段や方法、速度はすべて学習者自身によって決めることができるようになっている。さらに、この試験の申込者は1999年上半期の試験で約659万人に達しており¹⁴⁾、成人高等教育機関の在校生数(282万人、1998年)と同列に比較することは難しいとしても、現実として、非常に多くの人びとがこの制度にかかわって高等教育レベルの学習をおこなっているのである。

高等教育独学試験制度に関する先行研究は大きく、(a)制度の設立と発展動向に関する研究、(b)出題や試験の実施、受験生の管理等制度の運営に関する研究、(c)高等教育における位置づけに関する研究等に分けることができる¹⁵⁾。しかし、この制度を生涯学習体系のなかに位置づけようとする分析は、わが国ではもとより、中国においてもこれまでほとんど見当たらない。

以上の点から本稿では、中国の高等教育独学試験制度を取り上げ、この制度のもつ生涯学習支援システムとしての性格を明らかにしたい。具体的には、まずこの制度の基本的枠組みと歴史的変遷をまとめ、続いて学習支援(原語は「助学」)組織の現状を分析する。

なお、中国の独学試験制度では後期中等教育レベルの専攻も設置されているが、本稿では、短期高等教育に相当する専科レベルと学士課程に相当する本科レベルをあわせた高等教育レベルに限定して分析をおこなう。

2. 高等教育独学試験制度の基本的枠組み

それではまず、高等教育独学試験制度の基本的な枠組みについて整理しておこう。

高等教育独学試験制度とは、簡単に言えば、個人が自らの学習を通じて得た知識・技能を、国が試験によって認定し、高等教育修了の学歴を与える制度である。参加者は、自らの選択した専攻で必要とされる科目について試験を受け、合格すれば「単科合格証書」が与えられる。すべての科目で「単科合格証書」を得た後、審査を経て高等教育修了の学歴が授与される。また、本科レベルを修了し、「中華人民共和国学位条例」が規定する条件を満たし

ている者は、学士学位を得ることができる。この高等教育修了学歴は、給与待遇や大学院受験資格等の面で、正規の高等教育機関で授与された学歴と同等に扱われることになっている。

試験の実施される専攻では、指導思想、学歴レベル、養成目標や基本的要求、試験科目及び単位数、主要科目の具体的内容、独学用の教材等が定められ、公開されている。このように、高等教育レベルの学習内容が目標や教材も含めてより普遍化された形で公開されることは、これにもとづいておこなわれる学習者の学習に対して一定の方向性を与えうるのであり、学習支援の考え方を広義にとらえれば、こうした情報の公開それ自体が学習支援の一部を形成しているといえる。

高等教育独学試験制度が有する最も大きな特徴は開放性である⁶⁾。この開放性という特徴は、制度の対象者と彼らのこの制度への関わり方の点でとりわけ顕著である。

まず制度の対象者についてみると、1988年に公布された「高等教育独学試験暫定条例」（以下「条例」と略）では、「中華人民共和国の公民は、性別、年齢、民族、種族とすでに受けた教育のレベルにかかわらず」誰でも参加できることになっている⁷⁾。ただし「条例」には、「各学校段階にある各種の全日制教育機関の在校生は受験してはならない」との規定もある。これらの規定から対象者は、全日制教育機関の在校生を除く中華人民共和国公民となる。しかし実際には中等専門学校の在校生が受験するようになっており⁸⁾、また外国人向けの試験も実施されている⁹⁾。つまり、何らかの理由で試験に参加しないことはあっても、少なくとも受験資格の点においては、明確に対象からはずれる人は存在しなくなっている。

一方、彼らのこの制度への関わり方、すなわち学習の方法や試験への参加のしかたも非常に柔軟である。彼らは、自らのおかれた状況に応じて学習の方法、進捗等を自由に決めることができる。上述した教材を利用して独学してもよいし、後述するような学習支援組織の活動に参加することもできる。また、数年にわたって連続して試験に参加する必要はなく、受験の時期や1度に受験する科目の数も自由に選択できる。

こうした試験への参加の自由を保証するために、高等教育独学試験制度では導入初期から単位制が採用され、各専攻で試験の実施される科目ごとに単

位数が決められている。1984年に公布された全国高等教育独学試験指導委員会の「各専攻試験計画の単位計算基準を統一することに関する意見」では、全日制普通高等教育機関で1学期間（17週ないし18週）毎週1時間（原語は「学时」）の授業と2時間の課外学習を必要とする内容を1単位と定め、実験や実習、社会調査等の科目についてもこれを参考にして適当な単位数を定めることになっている。また多くの専攻で課される共通科目については、例えば哲学6単位、政治経済学6単位、外国語14単位というように、統一の単位数が定められている⁹⁰。

これに加えて、正規の高等教育機関で学んだ者が試験に参加する場合には、共通基礎科目やすでに学んだ専門科目について、試験免除の措置がとられている。独学試験制度を通じてある専攻の高等教育修了学歴を得た者が別の専攻の試験を受ける場合にも、同様に一定科目が免除される。

3. 歴史的変遷—認証システムから学習支援システムへ

前節でまとめた学習者自らの学習と国による試験という枠組みや開放性という特徴は、この制度が導入されて以降基本的に変化していないが、特に学習支援活動の位置づけという点に注目すると、導入以降今日までの約20年の間に以下のような大きな転換が見られた。

高等教育独学試験制度という名称が直截的に示しているように、制度の導入当初には個人の独学に重点がおかれていた。例えば、1980年に國務院が教育部の「高等教育独学試験試行規則」に関する報告を認可・伝達した際には、「高等教育独学試験制度の確立は、……広範な群衆、特に青年が社会主義現代化を実現するために奮い立って独学するのを励ます重要な措置である」とその意義が述べられているものの、個人の学習を支えるシステムについてはまったく言及されていない⁹¹。また、1984年に刊行された『中国教育年鑑（1949～1981）』（中国大百科全書出版社）でも、高等教育独学試験制度は「広範な群衆の独学と国家試験が結びついた、人材を育成し選抜する重要なルートの一つである」とまとめられており、やはり学習支援に関する文言はない⁹²。つまり、制度がスタートした時期には、個人がさまざまな方法で獲得

した高等教育レベルの知識や技能を、国が試験によって認証するという色彩が強かったのである。

ただし、認証的な色彩が強く見られる制度導入当初の時期においても学習支援活動がすでに始まっていたことは見逃せない。例えば、1982年11月に初めての試験を実施した上海市では、同年3月の時点で少なくとも13の機関が独学試験参加者に対する学習指導（原語は「輔導」）活動をおこなっている（表1）。すでに、図書館や文化館といった施設だけでなく、全日制普通高等教育機関や行政部門、その他のさまざまな機関が運営主体となっている。また、1983年の時点ですでに、こうした学習指導活動に参加したかどうかで試験の合格率に違いが見られることも報告されている¹⁰。

表1 上海市高等教育独学試験の学習指導活動状況（1982.3.6）

主要運営機関	指導の形式	カリキュラム	参加人数
市青年相談所	講座	現代中国語、論理学、大学語文、哲学、政治経済学、会計学原理	3,217
市青年宮	講座	現代中国語、論理学、大学語文、哲学、政治経済学	2,610
閘北区図書館	講座	大学語文、哲学	228
南市区図書館	講座	現代中国語、論理学、哲学	277
黄浦区文化館	講座	現代中国語	150
楊浦区教師研修学院	講座	現代中国語、現代文学、哲学	600
華東師範大学中文系	講座	現代中国語、論理学	1,390
上海教育学院	講座	現代中国語、現代文学	800
市企業管理協会	独学指導 クラス	会計学専攻で1982年に試験を実施するカリキュラム	122
上海石化総工場	独学指導 クラス	会計学専攻、中国語専攻で1982年に試験を実施するカリキュラム	130 80
上海総工会徐匯区事務所	独学指導 クラス	法律専攻で1982年に試験を実施するカリキュラム	100
文科補習学校	独学指導 クラス	会計学専攻、法律専攻で1982年に試験を実施するカリキュラム	64 85
市計器局専攻訓練クラス	独学指導	会計学専攻で1982年に試験を実施するカリキュラム	90

注：原表欄外の説明は省略

出典：《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑（1949～1981）』中国大百科全書出版社、1984年、p.625より訳出。

以上をまとめれば、高等教育独学試験制度導入当初は、現実には独学を支える学習支援活動が始まっていたものの、制度設計としては個人の独学の成果を試験によって国が認証するという考え方に立脚していたといえる。

しかし、このような認証システムの色彩は、1988年に公布された「条例」では明確でなくなり、かわって教育、学習支援の側面が強調されるようになった。それを最も端的に示しているのが、以下の規定（第2条）である。

第2条 本条例にいう高等教育独学試験とは、独学者に対して行う学歴試験を主とする高等教育国家試験であり、個人の独学、社会による学習支援と国家試験を結びつけた高等教育の形式である。

高等教育独学試験は、国家試験を通じて広範な個人の独学と社会による学習支援活動を促進させること、在職専門教育と大学卒業後の継続教育を推進すること、道徳と能力を兼ね備えた人材を育成・選抜すること、全民族の思想道徳、科学的・文化的素質を向上させること、社会主義現代化建設の需要に適應することを任務とする。

上述した制度導入当初の性格規定と比べて明らかに異なるのは、この規定のなかで、社会による学習支援活動が個人の独学、国家試験と並んで1つの構成要素として取り上げられている点である。また「条例」は、社会による学習支援に関して独立した章（第6章）を設け、国が、社会に存在するさまざまな組織が定められた試験計画や試験大綱にもとづいて多様な形式の学習支援活動を進めるのを奨励することを明記している。

また、この「条例」のもつ大きな意義の1つは、高等教育独学試験制度を単なる試験制度ではなく、「高等教育の形式」であると定義づけたことである。すなわち上記の学習支援活動に関する規定とともに、このような定義づけによって、試験参加者が高等教育修了レベルに達しているかどうかを判定するだけでなく、彼らがさまざまな学習機会を通してそのレベルに達するよう指導することも制度の目的として含まれることがより明確に示された。もちろん、すでに述べたように制度導入当初から学習指導活動はおこなわれており、特にこの「条例」を画期として学習支援の考え方が制度内に取り入れられたというわけではないけれども、法規上でこのように定義づけられるこ

とによって、学習支援活動は制度のなかでよりいっそうの重要性が与えられたのである。

実際、近年発表されている多くの統計では、数値にはばらつきがあるものの、独学試験参加者のうち何らかの学習支援活動に参加している者の比率が半数を超えており⁹⁹、参加者の学習実態の側面からみて「独学試験」という名称は必ずしも適当だとは言えなくなりつつある。

これまでの検討をふまえると、高等教育独学試験制度は、学習者自らの学習とその学習結果を認定する国による試験を基本要素としつつ、学習者の学習を指導、支援し、試験合格にまで導く活動も要素の1つとして徐々に大きな役割を果たすようになってきているといえることができる。

4. 学習支援組織

それでは、学習支援活動をおこなっている組織にはどのようなものがあるのだろうか。組織のタイプは、設置・運営主体や活動の形式、学習支援をおこなう対象、学習支援の手段、規模等によってさまざまに分類することが可能である。本稿では主として設置・運営主体に着目して、大きく以下の3つに分けることにする¹⁰⁰。そしてこれら3つのタイプについて、具体的な組織を取り上げながら分析する。

まず第1は、全日制普通高等教育機関や成人高等教育機関が開設する成人クラスや学習支援クラスである。これは、当該機関が自らの人的・物的資源を生かして、正規の学生以外に独学試験参加者を受け入れ、授業をおこなうクラスである。

ここでは例として、上海市にある華東政法学院法律自考助学部を取り上げよう¹⁰¹。全日制普通高等教育機関である華東政法学院が設置・運営しているこの組織では、学生は、高等教育独学試験で定められた科目によって構成されたカリキュラムにしたがい、同学院の教員による教育を受ける。校舎は同学院内におかれている。学制は2年である。1年間の学費は同学院の正規学生よりも高く、専科レベルで4400元、専科修了後の本科レベルでは5800元となっている¹⁰²。学生は寄宿することも可能で、宿舎費は年2000元である。

つまりここで学ぶ学生は、独学試験に参加することを除けば、正規の学生とかなり近い生活を送ることになる。

もちろんこのタイプの組織では、こうした全日制のクラスだけでなく、夜間や休日を利用した定時制のクラス、試験前に集中的に学ぶクラス等も開設されている。

全日制普通高等教育機関や成人高等教育機関がこうしたクラスを開設する理由としては、1980年代中期以降、政府が、運営経費の不足を補うため、高等教育機関が多様な形式で資金の自己調達をおこなうことを促している点を挙げることができる。また、当該機関の教員にとってもこうしたクラスで講義することで正規の給与以外の収入を得ることができる利点がある。一方、参加する側にとっても、正規の高等教育機関が提供していることへの信頼感やそのような組織で学べるという満足感がある。

ただし、特にある専攻の試験問題作成や採点に関して責任を負っている全日制普通高等教育機関が自らその専攻の学習支援クラスを設置・運営することに対しては、この制度が有すべき「教考分離」（教育と試験実施は別々の組織がおこなう）という原則に抵触するとの意見もあり、そのあり方については現在でも議論が続いている。

第2は、各種の業務部門が自らの職員や労働者を対象におこなう学習支援活動である。高等教育独学試験には、ある行政部門からの委託を受けて全国統一で試験を実施する専攻が開設されており、当該行政部門ではしばしば、そうした専攻に対応する学習支援活動がおこなわれている。例えば統計専攻は国家統計局の要請に応じて1985年から実施されたが、国家統計局は「中国統計幹部電視函授学院」を創設し、各地方に管理センター、教学クラス、活動ステーション等を設けた。そこでは視聴覚資料や文字資料を利用した組織的な指導がおこなわれるとともに、それを補うために一定の対面授業による指導も実施されている⁹⁹。また、銀行が自らの職員を対象にして金融専攻の学習支援クラスを開いている例もある。

こうした活動は、対象者が当該部門内に限定されている場合が多い。したがって、一種の企業内教育ととらえることもできる。

第3は、民営高等教育機関をはじめとして、社会の諸勢力によって運営される（原語は「社会力量办学」）組織が実施する学習支援活動である。ここ

には、上記の2つ以外の設置・運営主体による非常に多様な活動が含まれる。

そのうち、教育機関として比較的明確な形態をとっているのが民営高等教育機関である。一例として、上海市復仁進修学院を取り上げよう⁹⁹。この機関では、コンピュータ情報管理、機関管理及び事務自動化、行政管理、法律、コンピュータ・ネットワーク、新聞・マスコミの6つの専攻が設けられており、復旦大学の退職教員を中心に授業がおこなわれている。月曜から金曜までの全日制課程と土曜、日曜を利用する定時制課程とがあり、学制はどちらも2年半ないし3年である。1年間の学費は全日制課程で2600～3000元、定時制課程で講義1時間あたり2元となっている。なお、無断で欠席することなく授業を受けたうえで独学試験に合格できなかった時には、学院が承認すれば学費免除で引き続き授業を受けることもできる。また、上記の華東政法学院法律自考助学部の場合と同様、学生は寄宿生活を送ることが可能で、宿舍費は年1700元である。

このタイプの組織も、第1のタイプの場合と同様、こうした機関以外に、試験前の集中クラスや通信教育の形式を採るクラス等がある。

学習支援をおこなうこうした組織については、統計的に把握することが難しかったこともあり、全国規模の具体的な統計はこれまでほとんど公開されてこなかった。しかし最近、教育部独学試験辦公室が「全国高等教育自学考试社会助学組織情況調查統計分析報告」を公表し、組織数や学生数を明らかにしている¹⁰⁰。この調査結果によれば、学習支援をおこなう組織は全国に3605カ所あり、内訳は、全日制普通高等教育機関の運営する組織が768カ所（全体に占める比率は21.3%、以下同じ）、成人高等教育機関の運営する組織が392カ所（10.9%）、業務部門の運営する組織が813カ所（22.5%）、社会の諸勢力によって運営される組織が1632カ所（45.3%）となっている。また一校あたりの平均学生数では、業務部門の運営する組織が798.1人と最も多く、成人高等教育機関の運営する組織（610.5人）、全日制普通高等教育機関の運営する組織（598.7人）と続いて、社会の諸勢力によって運営される組織で449.7人と最も少なくなっている。ただし、1つの組織が多様な形式の活動を含んでいたり、同じカテゴリーのなかにも多様な組織が存在していたりするため、これらの数字が何を示しているのかに関してはさらなる検討が必要である。また、こうした調査では捕捉しえないより多様な形式での学習支援活

動が存在していることにも注意しなければならないだろう。

5. おわりに

すでに述べたように、高等教育独学試験の参加者はかなりの数にのぼっており、そのうち何らかの学習支援活動に参加している者の比率も高まっている。彼らは、正規の高等教育機関の在校生と同様、さまざまな形式で高等教育レベルの教育を受けている。制度的にも、多様な人びとの多様な学習形式を促すとともに、多様な学習支援活動を構成要素の1つとして組み込むようになってきている。つまり、制度導入当初の認証システムから生涯学習を支援するシステムへとその性格を変容させてきているのである。

この制度を生涯学習という側面から見ると問題点も存在する。1つは、この制度ではやむを得ないことだが、学習が試験をめぐっておこなわれ、それがあがる面で学習者の学習内容を規定してしまう点である。高等教育独学試験で開設されている専攻は応用的な学問分野が多く⁹⁰⁾、学習者がこの制度を利用して学習をおこなおうとすれば、学習内容はどうしてもそうした分野になってしまう。もう1つは、現実として参加者の若年化が進み、正規の高等教育機関に入学できなかった若者がその代替ルートとして高等教育独学試験に参加するようになってきている点である⁹¹⁾。制度導入初期の1982年下半期の試験では、受験志願者のうち25歳以下の者と36歳以上の者がどちらもほぼ4分の1ずつを占めていたのに対して、1996年下半期の試験になると、受験志願者のほぼ3分の2が25歳以下の者で占められるようになってきている。上述したように、学習支援組織が学生の居住施設を備えているのは、こうした若者を取り込みたいという組織側の対応の1つだと考えられる。もちろん現在でも高齢の参加者や学歴が高くない参加者はいるが、その比率は徐々に低下している。

高等教育独学試験制度は、このような問題点を抱えつつも、ほぼすべての人びとに高等教育を受ける機会を提供しうるシステムとして、中国の生涯学習体系のなかで一定の役割を果たすようになってきている。しかし実際には、さまざまな要因から多くの人びとがこの制度を利用していない。この制度に参

加するかどうかがどのような条件によって決定されているのかについて検討することは、この制度の動向を示しうるだけでなく、生涯学習のあり方を考えるうえでも有用であろう。この点を今後の課題としたい。

注

- (1) 李旭初「終身教育与社会力量办学」『陝西師範大学成人教育学院学报』1999年第2期（『複印報刊資料 成人教育与其他類型教育』1999年第5期，pp.31-34所収）。
- (2) 牧野篤「中国の成人高等教育—新たな動向と課題—」日本社会教育学会編『高等教育と生涯学習』（日本の社会教育第42集）東洋館出版社，1998年，pp.158-179。
- (3) 例えば，1981年の中央教育審議会答申「生涯教育について」を参照。
- (4) 『中国教育報』1999年9月22日。
- (5) わが国における先行研究としては，(a)では大塚豊「中国の高等教育独学試験制度に関する考察」『国立教育研究所研究集録』第19号，1989年，pp.25-36，(b)では南部広孝「中国の高等教育独学試験参加者に関する一考察—1996年調査を中心に—」『大学論集』第29集，広島大学大学教育研究センター，1999年，pp.99-114，南部広孝「中国の高等教育独学試験制度に関する一考察—開設専攻の分析—」『大学論集』第30集，広島大学大学教育研究センター，2000年，pp.33-45，(c)では南部広孝「文革後中国の高等教育における独学試験制度の役割」『比較教育学研究』第20号，1994年，pp.105-116がある。
- (6) この点については，南部，前掲論文，1999年を参照のこと。
- (7) 「高等教育独学試験暫定条例」何東昌主編『中華人民共和国重要教育文献（1949年～1997年）』（1976～1990年巻）海南出版社，1998年，pp.2719-2721。以下の本文で記した同条例の条文はいずれもこの資料にもとづく。
- (8) 中等専門学校の在校生が高等教育独学試験に参加することの是非に関しては議論がなされているが，現実としてこうした状況が進んでいる。
- (9) 「首批“老外”参加四川自学考试」『中国教育報』1994年8月2日。
- (10) 全国高等教育独学試験指導委員会「各専攻試験計画の単位計算基準を統一することに関する意見」何，前掲書，pp.2211-2212。
- (11) 何，前掲書，1890頁。
- (12) 《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑（1949～1981）』中国大百科全書出版社，1984年，p.622。
- (13) 上海市高等教育自学考试委員会辦公室「略談試行高等教育自学考试の体会」『高等教育研究』（東北工学院）1983年第3期（『複印報刊資料 職工教育与其它類型教

育』1983年第6期, pp.67-71 所収)を参照。

- (14) 例えば、上海市では受験生全体のうち学習支援活動に参加した者が70%を占めているという結果が出されており(「本市将对高教自学考试助学组织进行考核评估」, <http://www.luming.online.sh.cn/notes/20000515.htm> より2000年5月24日にダウンロード), 南部による黒龍江省双鴨山市の調査でも56.4%が何らかの補習活動に参加したことがあると回答している(南部, 前掲論文, 1999年)。
- (15) 以下の記述では、中国成人教育理論専著編纂委員会編著『中国自学考试』教育科学出版社, 1994年, pp.95-98を参考にした。
- (16) 華東政法学院法律自考助学部に関するデータは、2000年5月25日に <http://www.luming.online.sh.cn/college/hdzfxy.htm> よりダウンロードした。
- (17) 同学院の正規学生の学費は2700~3000元である(大塚豊「市場化のうねりの中で大衆化めざす」『カレッジマネジメント』第98号, 1999年, pp.54-58)。
- (18) 中国成人教育理論専著編纂委員会, 前掲書, p.96。
- (19) 上海市復仁進修学院に関するデータは、2000年5月25日に <http://www.luming.online.sh.cn/college/xfr.htm> よりダウンロードした。
- (20) 以下の統計は、「我国自考社会助学事業蓬勃発展」(『自学考试報』1999年12月15日)による。
- (21) 高等教育独学試験で開設されている専攻の種類や学問分野別比率の変遷については、南部, 前掲論文, 2000年を参照のこと。
- (22) 試験参加者の年齢構成及び学歴構成の変化については、南部, 前掲論文, 1999年に詳しい。